

佐伯市広告入り公用封筒募集要項

この要項は、佐伯市広告料収入事業実施要綱(平成 19 年佐伯市告示第 73 号。以下「要綱」という。)及び佐伯市広告入り公用封筒の取扱基準(以下「基準」という。)の規定に基づき、広告入り公用封筒(以下「公用封筒」という。)の無償提供者の募集に関し必要な事項を定めるものです。

1. 募集内容

(1) 公用封筒の種類及び必要枚数

- ①角形 2 号封筒(送付用封筒) 45,000 枚/年間
- ②長形 3 号封筒(送付用封筒) 95,000 枚/年間
- ③角形 A4 号封筒(窓口用封筒) 30,000 枚/年間

※枚数については、1 年間の使用予定枚数であり、調整(増減)させていただく場合があります。

(2) 使用期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで(3 年 6 カ月間)

(3) 公用封筒の仕様等

①角形 2 号封筒(送付用封筒)

- 刷色：外面カラー(郵便枠は赤)・内面 1 色地模様
- 紙質：上質 70kg
- 口糊加工：なし
- デザイン：表面は担当課と協議した佐伯市の情報を掲載すること。
裏面は広告を入れること。

②長形 3 号封筒(送付用封筒)

- 刷色：外面カラー(郵便枠は赤)・内面 1 色地模様
- 紙質：上質 70kg
- 口糊加工：なし
- デザイン：表面は担当課と協議した佐伯市の情報を掲載すること。
裏面は広告を入れること。

③角形 A4 号封筒(窓口用封筒)

- 刷色：外面カラー
- 紙質：上質 70kg
- 口糊加工：なし
- デザイン：表面の上部は担当課と協議した佐伯市の情報を掲載すること。
表面の下部及び裏面は広告を入れること。

(4) 校正の回数

3 回

※校正の時期は、市と協議の上、決定する。

(5) 初回納入時期

令和8年9月29日(火)まで

※分割納入を可とする。ただし、市と協議の上、随時追加納入すること。

(6) 各校正後の初回納入枚数

各校正後の初回納入枚数は次のとおりとする。

- ①角形2号封筒（送付用封筒） 7,500枚以上
- ②長形3号封筒（送付用封筒） 20,000枚以上
- ③角形A4号封筒（窓口用封筒） 5,000枚以上

(7) 納入場所

佐伯市総合政策部財政課財産管理係

(8) その他留意事項

- ①広告主は無償提供者が募集するものとし、無償提供者は、広告主に対し十分な説明を行い、募り、広告料収入を得ることができるものとし、
- ②公用封筒に掲載できる広告は、要綱第5条に定めるところによります。
- ③広告内容に関しては、市の事前承認を得るものとし、
- ④無償提供者は、広告内容について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとし、
- ⑤広告内容が要綱第5条に反することが判明した場合は、公用封筒の使用を中止することがあります。その際、当該封筒の修正もしくは代替する封筒を提供するものとし、

2. 応募資格

公用封筒の無償提供の申込みをするものは、次に掲げるすべての要件を満たさなければならぬものとし、

- (1) 佐伯市の物品等競争入札参加有資格一覧表の「大分類：物品の製造・販売—小分類：フォーム印刷」、「大分類：物品の製造・販売—小分類：その他印刷類」もしくは「大分類：役務の提供等—小分類：広告・宣伝」のいずれかに登録があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本店が所在する市町村及び佐伯市の税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。または、これらの暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- (5) その他明らかに無償提供者として不適当と認められる者でないこと。

3. 応募手続等

(1) 募集期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月12日（金）午後5時00分まで

(土・日・祝日を除く)

(2) 応募方法

応募者は、「4. 提出書類」に記載する書類を揃えて、郵送又は持参により次の提出先に提出してください。

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

佐伯市総合政策部財政課財産管理係(佐伯市役所本庁舎5階85番窓口)

電話 0972-22-4595 FAX 0972-22-3124

メール kanzai@city.saiki.lg.jp

4. 提出書類

公用封筒の無償提供の申込みをするものは、次の書類を市に提出すること。

(1) 公用封筒無償提供申込書

※申込書の「2封筒の種類及び無償提供枚数」には、本要項の「1. 募集内容(1)公用封筒の種類及び必要枚数」の枚数を記入すること。

(2) 法人等にあつてはその法人等の概要に関する説明書(任意様式、会社案内パンフレット等の使用可)

(3) 個人にあつては身分証明書

(4) 佐伯市税完納証明書(本店所在地が佐伯市の場合及び佐伯市に納税義務がない場合は不要)

(5) 事業計画書(任意様式)

事業計画書には、次の事項を記載すること

- ・本事業と類似の広告入り封筒無償提供の実績(直近3年以内に限る)
- ・広告主の募集方法
- ・問題発生時の対応方法

(6) 封筒の見本

5. 無償提供者の決定

提出書類の内容等を審査し、無償提供者を決定します。無償提供者を決定したときは、申し込みをした者にその結果を通知します。

※審査の経緯は公表しません。

※審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

6. 協定書の締結

無償提供者は、公用封筒の作成及び無償提供に関して、市と協定書を取り交わすものとします。

7. その他

- (1) 無償提供者は、本要項のほか、要綱及び基準を確認の上、応募してください。
- (2) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出書類は返却しないものとします。
- (4) 提出書類は、佐伯市情報公開条例(平成 17 年佐伯市条例第 13 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合があります。

8. 問い合わせ先

〒876-8585 佐伯市中村南町 1 番 1 号

佐伯市総合政策部財政課財産管理係(佐伯市役所本庁舎 5 階 85 番窓口)

電話 0972-22-4595 FAX 0972-22-3124

メール kanzai@city.saiki.lg.jp